

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第37回）

### 議事録

**日 時** 令和7年6月2日（月）14:00～16:00

**場 所** 名古屋能楽堂 会議室

**出席者** 構成員

小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	愛知淑徳大学教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	（リモート）

オブザーバー

井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官	（リモート）
森山 修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授	
竹田 晴香	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事	

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護課

**議 事** (1) 重要文化財建造物等保存活用計画について（防災計画など）

**配布資料** 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第37回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日は、ご多用の中、第37回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議建造物部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。リモートで出席の麓先生、文化庁の井川調査官、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。建造物部会においては、昨年度も会議を行い、多くの有意義なご助言をいただいたこと、改めてお礼申し上げます。今年度も引き続き、名古屋城の保存活用、調査研究を進めていきますので、先生方におかれてもますますのご指導、ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の議題とするのは、重要文化財建造物等保存活用計画、防災計画などについてです。限られた時間ではありますが、皆様から貴重なご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>3 構成員、事務局、オブザーバーの紹介</p> <p>4 今回の議事内容</p> <p>資料の確認をします。A4が1枚で、表が会議次第、裏が出席者名簿となっているものが1枚。A4で、座席表がありますでしょうか。次に、右肩に37建造物資料1とある資料が1部、最初のページが1ページで、裏返していただくと最後が150ページになっているものが1部ありますでしょうか。</p> <p>それでは議事に移ります。ここからは、進行を座長に一任します。小濱座長、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 重要文化財建造物等保存活用計画について（防災計画など）</p>
小濱座長	<p>資料について事務局からご説明された後、構成員の皆様にご意見を伺いたいと思っております。</p> <p>今日の議題、重要文化財建造物等保存活用計画について、防災計画などについて、事務局からご説明をお願いします。なお、先回の議論で出てきたことについて、修正、訂正ですね。それを先にお話しいただき、それから新しいことについてご意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>小濱座長からもご説明がりましたが、今回は、前回1月に開催した建造物部会でご指摘された点を修正した第1章から第3章に加え、</p>

第2章の管理計画・修理計画と、第4章の防災計画を取り上げます。それでは先に、前回の修正事項について、ご説明します。

前回からの修正箇所についてはさまざまありますが、主な修正箇所については、資料1ページ目に整理しています。実際に修正した箇所については、本文中に青色でお示ししています。

まず、第1章の資料21ページに記載している重要文化財建造物の価値についてです。今回のご指摘を受けて、価値づけの構成を再検討しています。主に3つの要素から、技術的価値、意匠的価値、その2つをふまえて歴史的背景なども加えた部分で、文化財としての価値というところで、3つで整理しています。その次に(4)として、今後の調査研究における課題についても、現時点で把握している課題を整理しています。この構成で、3つの部分で価値づけについて整理し、今回の計画をもって今後、重要文化財建造物の調査研究を進めていきたいと考えています。それもふまえたうえで、現時点の課題をお示ししています。こちらが、価値づけについての修正点です。

続いて前回の部会の際に、計画区域についてご意見がありました。資料36ページになります。計画区域ですが、本計画では名古屋城の有料区域を中心としており、この範囲が名古屋城を訪れる来場者に対して、重要文化財建造物の保存活用というのが影響するエリアであると考えています。このエリアに関しては、特別史跡名古屋城跡と、名勝二之丸庭園の範囲と重なり、これらが相反することなく、重要文化財建造物の保存活用について計画することとしています。

次に第2章の修正です。資料の55ページ以降に整理している、建造物の部位ごとの保存方針の一覧表です。前回のご指摘で、後世に改変、改修された箇所、時期がわかるものについては、備考欄に施工年を追記しています。前回の部会で議論に挙げた、東南隅櫓の外壁については、資料66ページの部分です。東南隅櫓外壁、平成24年の修理での改変としています。

続いて、第3章です。第3章については、軽微な修正のみです。資料104ページ、環境保全の現状と課題の章です。こちらの部分について、節のタイトルから本文の内容が急に始まってしまうため、内容がとっつきにくい、入ってきづらいというご意見がありました。節のタイトルの後に、概要を説明するような記述を追記しています。

各章の主な修正は以上です。これに加えて、全体の部分での変更を2点行っています。資料1ページ目に記載しています。

まず、本計画内での対象建造物の呼称についてです。前回までは、重要文化財建造物の8棟について、文化財建造物という呼称で一連を記載していました。前回取り扱った第3章の環境保全計画の中で、城内にある市指定文化財の余芳などが入ってきて、文化財建造物がさまざま出てしまうというところで、今回から対象建造物については、重要文化財建造物と呼称するように変更しています。

2点目については、計画の構成に関わってくる箇所です。前回は、付編で取り扱うことにしていた乃木倉庫について、本計画では取り扱わないこととしました。本計画では、城内の重要文化財建造物のみを対象とするということで、乃木倉庫については今後、別で保存活用計画を立てることを検討していきたいと考えています。

以上についてが、第1章から第3章の修正についてのご説明です。

小濱座長	今の説明について、ご意見がありましたら、よろしくお願いします。
麓構成員	84 ページ、85 ページです。表二の門に関するもので、養生柵を取り上げていますけど。この養生柵というのは、本体とは別に養生として設置したものなので、84 ページのその他から外したほうがいいと思います。85 ページの下段の写真で、養生柵、基準4 と書いてあるのも、外したほうがいいと思います。 二之丸大手二之門のガードレールのようなものなので、ここにあって取り上げないほうがいいと思います。
事務局	ご指摘されたとおりで、現状としては設置していますが、一時的に設置しているものです。大規模修理を行った際は、この養生は取り除くものと考えています。ご指摘のとおり、ここの中から削除します。
麓構成員	次に、101 ページです。小修理で、床板の張り替えと書いてあります。ここでいう床板とは、何を指していますか。
事務局	この床板に関しては、隅檜に現状で敷かれている板です。
麓構成員	この床板の張り替えというのは、何を想定されていますか。
事務局	張り替えまでは想定していなくて、床板が割れた際に補修することとして記載しています。
麓構成員	張り替えではないにしても、床板の補修というのは、日常的な小修理とは違うと思います。床板の修理というのは、維持修理のような気がします。
事務局	承知しました。ご指摘のとおり修正します。
麓構成員	3 章まで入っていますか、今の話は。
事務局	100 ページの部分は、後ほどご説明する部分になりますが、第 3 章については今の部分で取り扱っています。
麓構成員	3 章も全部入っているんですか。
事務局	はい。
麓構成員	この後 4 章以降に入りますか。
事務局	そのように考えています。
麓構成員	ちょっと 3 章で気になったことがあります。樹木です。これは、状況がよくわからないですけど、ほかの史跡の城跡、重要文化財の庭園で、屋外にある放水銃や消火栓などから、建物を消火しようとしたときに、建物と消火栓の間に樹木があって、直接消火を妨げているよう

	な支障木がある例があります。そういう消火の妨げになるような樹木は名古屋城の場合ありますか。妨げとなるような樹木がないのであれば問題ないですが、気になりました。
事務局	現状で放水銃のような設備は設置しておらず、本丸御殿の、
麓構成員	放水銃ではなくて、屋外消火栓はどうですか。
事務局	屋外消火栓などは本丸御殿の周囲を中心に設置しています。現状で設備が十分ではないということもあります。建物を消火する際に
麓構成員	ここで問題にしているような、重要文化財建造物の消火設備として屋外消火栓は設置されていないということですか。
事務局	そうですね、現状では十分に屋外消火栓を設置できていない状況です。こちらについては後ほど、防災計画でご説明します。
麓構成員	それを確認してもらえればいいかと思います。
事務局	承知しました。
麓構成員	次に、111 ページです。表3-1の上から2つ目の表で、重要文化財美術工芸品、障壁画、天井板絵が書いてあります。これは、私の記憶では全部で1,047面が、重要文化財に指定されていると思いますけど、今ここに挙がっているものを足してもその数に達しない。あっ、附指定を入れればあっているんですか。附指定を足し忘れていたかもしれません。附指定を入れたら、ちょうど1,047面になるんですか。
事務局	この場ですぐにお答えできなくて恐縮ですが。一度確認して、修正があれば反映します。
麓構成員	あるかもしれません。ごめんなさい。多分あるんでしょう。附指定を、私が見落としていただけのようです。 その次、115 ページで、第4節が建造物の区分と保護の方針というのがあります。下の説明の文章を読むと、重要文化財建造物以外のすべての建造物について、と書いてあります。第4節のタイトルだけを見ると、重文以外ということがわからなくて、第2章の建造物の区分の方針と、一瞬だぶっているような気がしました。第4節のタイトルを、重文以外の建造物の区分と保護の方針と書いたほうが、誤解がないのかなという気がしました。
事務局	そのように修正したいと思います。
麓構成員	次、121 ページです。その他の建造物の表の③です。121 ページに移動してもらえますか。画面共有をお願いします。③のところですが。
溝口副座長	麓先生、ちょっと回線が悪くて、ちょっと今5分くらい切れていた

	んです。
麓構成員	口頭で言います。
事務局	申し訳ありません、よろしくお願いします。
麓構成員	③の土橋と土塀、一般的な呼称としては間違いないですけど、名古屋城ではこれを橋台と剣塀と呼んでいますよね。
事務局	はい、そのように呼称しています。
麓構成員	土橋と土塀というよりも、橋台と剣塀としたほうがいいのかと思いました。
事務局	そのように修正します。
麓構成員	以上です。
小濱座長	ちょっと新規事項についても入った感じですけども。ほかに修正事項に対して、ご意見はありますか。
井川オブザーバー	麓委員からご指摘のあった115ページの件です。こちらは多分、作成要領を参考にして作られているのではないかと思うんです。参考までにですが、文化庁で出している保存活用計画の作成要領では、区域の区分については、建造物と一体をなして価値を形成している土地及び計画区域全体を、以下に示す標準的な区分に準じて、となっています。保存区域は重要文化財（建造物）を含む区域で、として掲げています。
事務局	ありがとうございます。また、検討したいと思います。
小濱座長	ほか、よろしいですか。
溝口副座長	<p>今、調査官のほうから話があったことに絡むのかもしれませんが、115ページの話もそうですけれど。例えば36ページなど、ほかのところにいろいろ挙がっている呼称と揃えていただくというか。先ほどの重文以外のとありますが、36ページでいくと、その他城内の建造物であるのかと思います。イコールになるのかわかりませんが、もう一度精査して、揃えてください。計画区域の部分、そこにどういふものがありますかという部分、史跡の整備と建造物のものが混濁しているような感じもします。それは整理してください。対象の、どれに相当するのか用語を整理してもらいたいということです。</p> <p>それから、指定の説明の理由ですけど、技術的価値と意匠的価値かな。技術的、意匠的というのが、前のほうで書かれて今回整理されていますけど。あれも多分、重文の建造物の指定の基準だと、意匠的、技術的、学術的、歴史的かな、それから流派、5つあると思います。そういう指定の調書を見ている者からすると、その順で並べてもらった</p>

	<p>ほうがいいです。技術がきて、次に意匠がきている。それが、とても重要な順番で、その順番に述べなければいけないんだという意思があれば別ですが。まず、その指定基準の5つの中で、どこの項目に当たるものがあるのかというかたちで整理され、だから重要文化財の指定になっているという。その対応関係、記述の順番を調整してもらえればいいのかと思います。</p> <p>特に書類上の話なので、そんなに重要ではないのかもしれませんが、技術的というところが前にきているのであれば、やはりそこはとても顕著なのかもしれません。骨組みの面では確かにそうかもしれませんが、じゃあ、そこから述べるというかたちで整理いただく。価値づけのところは、この順番でなぜ述べるのかというのは、気になりました。この順番で技術を先にもってくるのであれば、なぜそうなのかというところ。記述の順番をもう一度整理されたいのかと思います。</p>
事務局	その点は、明確な意図があるわけではないので、調整して、どういう順番で整理するかというところもふまえて検討します。
事務局	なかなか順番どおりにやると、書きづらいところがありまして、調整させてもらっていますけど。もう1回、検討します。
小濱座長	ほかは、よろしいですか。
野々垣構成員	104 ページのところです。前回もお話したかもしれませんが、樹木の存在自体が、建物に対してネガティブな対象として扱われている、位置づけではありますけど。歴史的に大事な木など、そういう記念樹的なものなど、木自体を保護しないといけない、保全しなければいけない対象というのは、このストーリーの中から外れるかもしれませんが、存在していないんでしょうか。
事務局	<p>城内の樹木に関しては、名木に指定されているものもあり、歴史的な背景が把握されている樹木などもあり、確認しています。そちらに関しては、文章中にも記載していますが、名古屋城植栽管理計画という、樹木に注目した計画を別で策定をしています。その中で調査や整理をしています。</p> <p>具体的なところに関しては、そちらの計画をふまえて管理していきます。今回は、あくまで植栽管理計画がある一方での、建造物に対して影響にあるものについての課題として記載しているところです。</p>
野々垣構成員	わかりました。
小松構成員	<p>環境保全計画というタイトルだけ見ると、今先生が言われたような樹木など、自然的な環境を保全するイメージが強く感じられるんですけど。読んでみるとそうではなくて、観覧環境を保全するんですか。保全という言葉は、この分野では使うものなのですか。</p> <p>外部自然環境をやっている者からすると、環境保全というと、別の観点をすごく感じてしまうんですけど。</p>

事務局	こちらに関しても、先ほど井川調査官からご意見がありました文化庁の保存活用標準計画で、章と節の構成が示されています。それに沿って記載しているものです。
小松構成員	わかりました。
小瀨座長	ほかに、ありますか。なければ、次へ移りたいと思います。新規事項について、ご説明をお願いします。
事務局	<p>続いて、新規事項をご説明します。新規事項の1つ目、99ページから始まる、第2章の管理計画、修理計画です。</p> <p>管理計画については、こちらの建造物をどのように管理していくのかを、整理した内容になっています。現状での管理体制を改めて整理しています。また、2の保存環境の管理に関しては、各章でさまざま保全環境に関する方針を述べているのを、改めてこちらで抑え直しをしているものとなります。</p> <p>続く100ページの建造物の維持管理に関しては、この計画自体の根幹に関わってくるような内容になっています。こちらに関しては、3の建造物の維持管理の中で、維持管理に関わるような重要文化財建造物に関わる、さまざまな行為を列挙しています。そちらに記載している事項を維持管理行為とみなし、本計画の認定をもって、事前の届けを不要にするものになります。現状では、こちらの行為を行う際には、文化財保護法に基づいて30日前に修理届を提出することになっています。この手続きを簡略化することを目的として、こちらの整理を行っています。具体的な行為については、先ほど麓先生からもご意見があったところですが、重要文化財建造物に関わる清掃や保守、小規模修理に該当すると想定している行為を一覧にしてお出ししています。これら今、列挙している事項のほかに、追加すべき事項や、維持管理としてふさわしくない行為などがありましたら、後ほどご意見をいただけると幸いです。</p> <p>次に、101ページの別置保存による管理に関しては、修理の際に取り替えた旧材、古材を別置保存する際の方針について整理しているものです。</p> <p>次に修理計画では、今後の重要文化財建造物の修理について方針を定めています。文化庁の方針に則って3種類の修理、小修理、維持修理、根本修理について、維持修理は約30年程度、根本修理は150年程度おきに実施することが、適切な修理周期と考えています。</p> <p>そのうえで102ページで、現況で確認している各建造物の破損か所を整理し、そのうえで今後の保存修理計画を表2-6でまとめています。これらの表の中で対象としている8棟の重要文化財建造物のうち、現在修理計画が定まっているのが表二の門と附属土塀で、令和9年度から修理工事を行うことを計画しています。この次の修理に関しては、現状決まっていなかったものですが、今後この計画をもって現状の破損状況と直近の修理履歴などをふまえ、東南隅櫓と西北隅櫓が優先されるものと考えています。この2棟に関しては、今回の保存活用計画と同時並行で耐震診断を実施しています。この2棟のどちらを優先的に実施していくかについては、診断結果をお示ししたうえで、改めて</p>

部会の中で検討します。策定時の際には、どちらを優先するのか決めたいと、まとめたいと考えています。

そのほかの西南隅櫓、二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門については、直近の修理からそれほど年月が経っていないため、修理のタイミングについては、先になると想定しています。

次に、第4章の防災計画についてです。資料の130ページからです。防火・防犯対策になります。初めに、各建造物の燃焼特性を整理しています。隅櫓については、内部に木部が露出しています。門についても、主要な構造部が露出していることから、燃焼の危険性が高いことを把握しています。

重要文化財建造物以外の建造物に関しては、計画域内で飲食物を提供する建物が複数あります。そういったものと、本丸御殿や余芳など植物性の屋根葺き材を持つ建物が、可燃性があることから警戒が必要と考えています。

延焼、類焼の危険性に関しては、こちらも以前より指摘されていましたが、本丸区域内が重要文化財建造物、並びに本丸御殿の木造建造物があり、多く隣接している箇所になります。こういった箇所が、延焼、類焼の危険性があると考えています。

132ページからは、防火管理計画を策定しています。名古屋城では、名古屋城消防計画を平成30年に、今の基となるものを改訂しています。こちらを基に、防火管理業務を定めています。本計画では、これに加えて防火管理区域を設定しています。重要文化財建造物の周囲、20mの範囲、ならびに近接建造物の周囲5mの範囲を合わせた区域を、防火管理区域に設定し、これらの中で重点的に防火管理の対策を図るものとしています。

これらの防火管理区域の中でも、現状の予防対策について134ページに記載しています。火気等の管理に関しては、現状の有料区域内の火気使用を禁止しています。この中で飲食物を提供している店舗についても、厳重に火気の管理を行っています。また、名古屋市火災予防条例でも、重要文化財における火気の使用を定めており、それに基づいて火気使用の規制を行っています。

可燃物の管理に関しては、城内に1か所、危険物庫があります。この中で、維持管理に使用する灯油、混合燃料を保管しています。重要文化財建造物の内部に関しては、定期的に整理整頓をしていますが、現状では展示台などが木製の展示台などを使っています。また、古材を建造物の中に保管しています。そういうものを可燃物として把握しています。

次に警備に関して135ページでまとめています。名古屋城自体は、24時間体制で人による警備を行っています。現状では、西南隅櫓を除いて、日常的に隅櫓に関しては非公開としています。公開時に関しては、隅櫓の警備計画を作成し、それに基づいて警備を行っています。

安全対策に関しては、名古屋城で定期的に消防訓練を行っています。この中で、避難誘導訓練を毎回実施しています。毎回、訓練時の避難ルートは変更しており、名古屋城の避難計画として課題となるのが、本丸から外に出るルートが3つに限定されるということがあります。そのところをふまえたうえでの避難誘導訓練を実施しています。具体的に想定しているのは、有事の際には、3つのルートでどこが最も安全が確保できるのかというのを先行して確認したうえで、そのルー

トを通過して西之丸のほうへ誘導することを考えています。隅櫓の内部に関しては後ほどご説明しますが、出入口、階段が、1か所に限定されていることが、課題として考えられます。設備面でも、避難はしごなど避難器具を設置していないことも、課題として挙げられます。

次の消火体制は136ページの表4-3に、災害発生時の役割分担を整理しています。城内の職員が各班に分かれ、消火、消防を行うこととしています。

次に、137ページをご覧ください。防犯計画です。隅櫓公開時の方針を整理しています。139ページからの図面に、次の防災設備と併せて、公開時のスタッフの配置図をお示ししています。隅櫓公開時には、各階に1人から3人程度スタッフを配置し、そのうえで来場者の方が重要文化財建造物をき損するような行為をとらないように、防犯に努めています。

続く137ページの下から防災設備計画として、現状の防災設備を整理したうえで、今後の方針を定めています。138ページに設置状況の一覧を示しています。熱感知器と煙感知器、誘導灯などで火災警報設備を設置しています。こちらに関しては、基本的に消防法による設置を前提として現状行い、誘導灯に関しては自主設置として各階に設置しています。消火設備に関しては、先ほどあったとおり、屋外消火栓等が、東南隅櫓と表二の門のみに限っています。パッケージ型の消火設備によって、それを補う体制にしています。

避雷設備に関しては、隅櫓3棟すべてに避雷針を設置しています。他の門に関しては、現状避雷針を設置していません。ただ、こちらの門に関しては、周囲の石垣や高木より1段階高さが低くなっているため、避雷設備を設置していません。

防犯設備に関しては、重要文化財建造物に個別の設備はなく、本丸の入口箇所には防犯設備を設置しています。

以上が、現状での防犯設備となります。こういったところをふまえて、他城の防災計画と比較しても、設備が十分に揃っていない状況ですので、各種設備の整備を、計画をもって進めていきたいと考えています。

火災警報設備に関しては、現状では空気管式の感知器を設置していますが、それを煙感知器に更新することを考えています。

消火設備に関しては、屋外の消火設備が不十分であることから、重要文化財建造物の隅櫓を中心として、防火水槽を新たに設置し、屋外消火栓や放水銃の整備を今後検討していきたいと考えています。

消火器に関しても、他城の設備計画をふまえ、現状では各箇所に1本ずつのみしか設置していなかったものを、1箇所に3本ずつ設置することで、十分な設備を図っていきたいと考えています。

避雷設備、防犯設備に関しても、現状より適切な設備になるように検討していきたいと思えます。

次の保守管理計画については、現状の設置時期をふまえて、適切な法定耐用年数に沿って保守管理を進めていく方針です。

143ページからは、耐震対策です。現状が表4-6で、耐震対策の実施状況を整理しています。現時点で、東南隅櫓と西北隅櫓の耐震基礎診断を実施しています。こちらの耐震診断を行うと、城内では旧二之丸東二之門を除いてすべて耐震基礎診断を実施したものとなります。建物の耐震基礎診断に加え、近年では石垣の耐震診断も文化庁によ

	<p>て案が作成されています。こちらについても現時点で、東南隅櫓と西北隅櫓の直下の石垣の耐震基礎診断を実施しており、診断結果によって石垣と建物の両方からの耐震対策を検討していきたいと考えています。</p> <p>その他の内容としては、146 ページから耐風対策として、過去の被害と対処方針、147 ページではその他の災害対策として落雷災害を想定し、対処方針を整理しています。</p> <p>以上が、新規事項です。よろしく申し上げます。</p>
小濱座長	<p>ただ今の新規事項について、ご質問、ご意見、がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
森山オブザーバー	<p>まず、135 ページから 136 ページにかけてです。消防ポンプ車の進入範囲を明確にしてもらえませんか。死角があると、その部分の消防活動が不十分になるので、そこをどうやって補うのか考えないといけないと思います。</p> <p>それから、今日初めて知ったんですが、正門、東門への緊急車両の到着が 10 分で、本丸までは 15 分ですか。木造建造物は、火災が発生して何もしない状態だと、10 分で消防隊も消せなくなります。ということは、結構きわどいです。消防隊が来るまで、どうやって消防隊の手に負えるように火災をコントロールするのか、というのも初期消火なので、今すごく不十分です。それを中心的に考えてほしいです。特に今、パッケージ型消火設備が付いているところが多いですが、薬剤の放出時間は 2 分か 3 分だと思います。ということは、放出し終わってから数分間は何もできなくて、ほったらかし状態になると。これは困ったなど。</p> <p>それからパッケージ型消火設備の薬剤が気になります。消火器のメーカーのホームページには書いていないですけど、薬剤を作っているメーカーのホームページを見ると、人体には吸い込まないようにしてください、手袋をはめてくださいなどいろいろ書いてあります。実際に消防法でも、無窓階、窓のないところでは使用禁止になっていると思います。パッケージ型消火設備は、なるべく早くほかの、水消火に替えてもらいたいと思います。</p> <p>今ある防災設備の設置年度の年数は、年度があるのでだいたい年数がわかりますが、そろそろ限界を超えているものもあります。設備はだいたい耐用年数は 15 年、法定耐用年数ですけどね。本当はもう少しもつんですけども。それが、30 年と書いてありますが、防災設備は 20 年くらいで考えていいと思います。防災設備に関しては、壊れてから直すのではなくて、壊れる前に更新して行ってほしいですね。特に、ポンプ関係は、今回ありますよね。屋外消火栓というのは、水道直結型ですか。それともポンプのあるものですか。ここに書いてあるのは。</p>
事務局	<p>水道直結型かと思います。本丸御殿はポンプ式で、東南隅櫓に関しては水道式です。</p>
森山オブザーバー	<p>水道式は、地震があった場合に止まるかもしれないので。やはり、ちゃんと城郭全体で考えてほしいですね。それに、屋外消火栓、放水銃を組み合わせるようなかたちで計画して行ってほしいと思います。</p>

	<p>防水銃と屋外消火栓は似たものだと思いますが、性質が違うと思います。放水銃は、雨みたいにバーッと降らすものですから、着火防止なんですね。飛び火がきたとき建物に火がつかないようにする。屋外消火栓はピンポイントで消しますから、放火とか、何かの拍子に火がついてしまったときに有効だと思います。放火みたいなときに、放水銃で果たして、バーッとまんべんなく水を撒くものがどこまで有効か、疑問があるので、その2つを組み合わせることを考えてほしいです。</p> <p>それから建物のまわり、門もそうですけど、気になるのはあの辺の防火対策です。重要文化財建造物の火災の原因の3分の1は放火です。放火もあり得ると思ったほうがよくて、特に門ですね。あの辺はやはり狙われやすいと思います。そうすると、監視カメラと炎感知器ですね。この炎感知器は多分、炎の揺らめきを感知するようなものを使うとか、そういうことを考えてもらいたいと思います。危険物の持ち込み禁止。どこでも実は、大切だと皆さんお認めになりますが、対策はなかなかないですけど。1番いいのはロッカーですが、場所がないという話で。建物に入るときに手荷物検査、多分一瞬でいいと思いますけど。そういうことをやるだけでも、防止になるかと思います。海外の美術館に行くと、だいたい荷物を持ち込みません。ロッカーがあって。やはり重要文化財建造物は、美術品と同じだと思いますので、その辺を一緒に考えてもらいたいと思います。以上です。</p>
事務局	<p>いただいた意見をふまえて、再検討したいと思います。</p>
小濱座長	<p>ほかは、よろしいですか。</p>
小松構成員	<p>今回の資料を見る限り、初期消火用の消火設備までしか記述がないと思います。消防設備については、この範疇ではないという理解でいいですか。</p> <p>消防隊が来たときに使う設備は、すべて持ち込みを期待するということですか。</p>
事務局	<p>城内、建造物の付近には、東南隅櫓、表二の門のみしか屋外消火栓はありません。それ以外のところについては、城内の点在している消火栓を使用して、消防隊の方に消火していただきます。</p>
小松構成員	<p>多分、設備計画としては別物として、備えると思います。消火栓って、初期消火用に居住者が使うようなものをイメージしているように思いますけど。消防隊が使う送水口と言うんですか。あれは別物として、普通は建物に付いていると思いますけど。消防隊用の設備があまり書かれていない、というところが1つです。</p> <p>それから、初期消火をすべて人に頼るというイメージで、ストーリーを組まれていると思います。例えば、自動消火を目指すということは、想定できないでしょうか。スプリンクラーなどを将来的に備えていくようなことを計画できれば、1番初期消火に有用かと思います。それが、2点目です。</p> <p>ポンプを使うというお話がありましたので、非常用電源とセットで備えておかないと、ポンプが作動しないということが、地震などのと</p>

	<p>きには起こり得る気がするんですけど。初期消火というのも、非常用電源の確保というところを、少し触れておいたほうがいいのかなと思います。</p> <p>細かいことですが、142ページの火災警報設備の中に、煙感、熱感、炎感ときて、赤外線センサーは感知器を指していますか。もしかしたら、防犯用の人感センサーではないかなと思って読んだんですけど。大丈夫ですか。大丈夫でしたら、火災用の感知器として赤外線センサーが使われているということであれば、そのまま結構です。もしかしたら、間違っているのかなと思いました。以上です。</p>
森山オブザーバー	<p>言われるとおりでと思います。その中で、先ほどポンプ車の進入範囲を明確にしてほしいと言ったのは、死角があればそこに、先ほど言われた連結送水管ですか。消防隊が水を送水口に押し込むと、放水管の配管が繋がっていて放水口がある。つまり、ポンプ車が入れないようなところにも、ポンプ車から水が送れるということもやる必要があるかもしれないです。現状わからないですけどね。どこに、そういう死角があるかということ、一度整理してほしいと思います。</p> <p>赤外線センサーは、人感センサーだと思いますけど。感知器ではないと思います。</p> <p>自動消火設備については、言われるとおりでですが、今すぐ結論ということではなくて、少し議論しないといけないかなと思います。</p>
小濱座長	井川さん、よろしくお願いします。
井川オブザーバー	<p>先生方のご意見は、非常に貴重なご意見で、しっかり検討してもらいたいと思います。確認したいのですが、昨年、文化庁から、3階建て以上の重要文化財に関する防火アンケートを出しています。アンケートに対して、ご回答いただいているところですけども。そのアンケート内容は、今回の計画に反映されているのかどうか。文化庁でも防火対策のガイドラインというものを設けています。火災に対する備えだとか、リスクや課題等をチェックしながら確認できるようになっています。この計画を作るうえでやってもらっているのかどうか。もしまだであれば、ぜひ取り組んでももらいたいと思います。</p>
事務局	<p>先ほど言われた文化庁の防災のガイドラインについては、チェック事項を確認しています。それに基づいて、今後の設備方針を作成しています。文化庁からの照会の件に関しては、現状では設備計画が立っていないところで、今回の計画でもって今後の方針を決めていきたいと、回答させていただいています。文化庁の方針や指針に沿って、内容を詰めていきたいと考えています。</p>
井川オブザーバー	<p>指針に沿ってというのは大変ありがたいことですが、おそらく、この手の編集に関しては、指針だけではカバーできないようなこともあるかなと思います。部会の先生方のご意見をしっかり聞いて、検討してもらいたいと思います。</p>
小濱座長	そのほか、ありますか。

野々垣構成員	<p>132 ページです。図 4 - 1、防災管理区域です。第一次近接建造物等、等が図では抜けていますが、内容を細かく見ると、建物に近い樹木が含まれています。建造物はマークしてありますが、樹木についてはマークがなくてもいいのかなと、そういうのが気になったことが 1 つです。</p> <p>同じ図ですが、ルールを私があまり知らないのかもしれませんが。防火管理区域の少し見にくい、黄色いマークになっています。門などは中心でいいと思うんですけど、まあいいのかなと思いますが。平面的に四角形の大きい隅櫓というものを、20mの距離というも、範囲の取り方が建物中心、平面中心から 20mでいいのか。これが多分 10mで円を描いていると思いますが、その判断でいいのかというのが、少し気になりました。</p> <p>内容とは関係がないというか、気になったところです。147 ページです。第 4 節で、その他の災害対策という項目が付いています。ルール上、こういう書式というか、過去の事例でこうなっているのかもしれませんが。内容を見ると、避雷設備や雷対策だと思います。実際に前のページを見ていくと、避雷設備についても触れてあります。ここで改めて第 4 節として取り上げる理由があるのかどうかというところが気になりました。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>132 ページの防火管理区域については、今のご意見を基に図を修正します。20mの範囲の取り方は、現状は建物中心で取っていますが、その検討ができていなかったのので、それをふまえて修正します。</p> <p>147 ページのその他の災害対策に関しては、標準計画に沿って設定しています。標準計画の中だと、雪国の雪の対策などが想定されています。名古屋城だと、雪の大きな被害はないということから、さっきの落雷による火災というところで、防火対策をまとめていたものをまた改めて、落雷で再度上げたものです。改めて載せるのか、第 4 節ごと取り除くのか、内部で検討したいと思います。</p>
野々垣構成員	わかりました。
小濱座長	ほかに、よろしいですか。
麓構成員	<p>今ご説明された文章を拝見しながら、名古屋城の場合は、非常に自火報にしても消火設備にしても、設備類が不足しているように思います。現状。それに対する設備整備計画というのは、142 ページに、わずか 1 ページ弱しか書かれていないです。極々基本的な、検討するくらいのことしか書いていないです。これは、この保存活用計画で、もっと踏み込んで計画を練る必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>私が今まで関わってきた保存活用計画では、この点について、もっともっと深い議論をしているんですけどね。それは、どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	こちらの設備整備計画ですが、今回この計画を作成する中で、かなり設備が不十分ということが課題として明らかになりました。実際に

	<p>整備していくにあたって、特別史跡の史跡内での現状変更というところが、大きな支障というか、課題になってくると考えています。</p> <p>防火水槽を1つを設置するにしても、史跡側との調整が必要になってきます。この計画の中で、現時点では具体的なことまで見込んでいけないような状況です。</p>
麓構成員	<p>今のお答えに対して、私が関わっている重要文化財の城郭建築の保存活用計画では、ほとんど特別史跡なり、史跡に指定されています。その中で、どういうことができるのか、ということまで建造物の保存活用計画で検討しています。今の回答ですと、史跡サイドと検討しないとできない、今回の保存活用計画ではこの程度で済みます、済まざるを得ませんと聞こえたんですが。それでは、非常にまずいと思います。</p> <p>当然、特別史跡に指定されているので、史跡部門と十分検討を重ねながら、もっと内容を充実させていく必要があると思います。</p>
井川オブザーバー	<p>今の麓先生のご意見は、まったくそのとおりです。近年でしたら、彦根城や姫路城、いずれも史跡地にある重要文化財、国宝ですけれども。史跡部門と調整のうえ、必要な防火設備対策をとっています。これは、理由としては納得できないものと言わざるを得ません。ぜひ、検討してもらいたいと思います。</p>
小濱座長	<p>よろしいですか。今の井川調査官の回答について。</p>
事務局	<p>今回の内容では不十分ということで。こちらも、まだ不十分だろうなど思いながら、今回の会議に臨みましたが。ご指摘がありましたので、個別にまた、文化庁さんや史跡部門と相談しながら、こちらを充実するようにしていきたいと思います。本日は、あまりご回答できる状態ではありませんので、調整のうえ、会議に臨みたいと思います。</p>
小濱座長	<p>私もそう思いました。さっき麓先生が言われたように、現状の文章はいいですけど、計画のほうは非常に表現が抽象的というか、あいまいというか、そういうのがあります。もう少し具体的な計画を、ここで述べてもらいたいと思います。そうすればもう少しページもかかるとは思いますが。そこら辺を深く検討して、検討するというだけではなくて、どうするのか、数量的なことまで含めて、具体的に書いてもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>承知しました。改めて修正して、部会でご意見をいただきたいと思います。</p>
小濱座長	<p>それでは、竹田さんから、よろしくお願ひします。</p>
竹田オブザーバー	<p>少し戻ってしまうんですけども、ページ99からの、第2章管理計画のところ。1の管理体制のところ、下から3行目に、災害・事故等による突発的なき損等が生じた場合には、愛知県県民文化局文化部</p>

	文化芸術課を経由して速やかに文化庁へき損届けを提出する、とあります。名古屋市さんは政令指定都市なので、国庫補助に絡まないものに関しては、名古屋市さんの文化財保護課から直接提出できるので、その書きぶりのところですね。99 ページと、101 ページの別置保存による管理のところにも、文化芸術課を経由してとありますが、この辺の書きぶりを整理していただきたいと思います。
事務局	修正します。
小濱座長	ほか、よろしいですか。
溝口副座長	<p>普段、伝建などの消火設備に関わっています。森山先生、極めて控えめに言われていましたが、例えば、136 ページの、中消防署からの出動によって正門、東門への緊急車両到着までは約 10 分、本丸まで約 15 分見込む必要があるなど、とっても他人ごとの記述がある。普通は、消火栓があって、そこから消火の場所までが何mなので、ホースを何本つないで、どれくらいの感じかというイメージを持つとか。そこからポンプ車までどうやって繋ぐのか、ホースがどこにあって、どうなるのかってことまでを、書き込まないといけない話なんです。それは、今後具体的に書き込んでいく必要がある。何が必要なのかということが、チェックすべき項目がまったく挙がっていない。小濱座長のお話にありましたが、本当にポンプ車がどこまで来られて、そこから東南隅櫓、西南隅櫓まで何mある。円を書くだけではなくて、実際のホースをずるずるずるって持っていくと、だいたいどんなぐらいのふうになるよね、っていうのを、これは消防局とは打合せをされているのですか。</p>
事務局	現時点では、まだ、
溝口座長	<p>なるほど、わかりました。多分、そういうことを消防と打合せをすると、とてもうるさいです。何分持ちこたえるかということも、森山先生も言われましたが、初期消火でも、2 分とかですぐに終わってしまうので、それでどこまでをカバーするのかなど、そういうことをもう少しイメージした書きようにして、現状をもう少しこうしなければいけないとか。ここの不足があるっていうので、改善しないとダメとか。書かれると、チェックシートで今後何をやらなければいけないのか、はっきりすると思います。</p> <p>字面を書く話ではなくて、具体的に消火するならどうなるかということのイメージを消防と打合せをして書き込んでもらう必要があります。私に関わっているところならば、だいたいそれをやっています。極端に言うと、お年寄りばかりの町並みなんかだと 30m のホースで、2 本繋ぎで、60m のときに何分かかるか、ストップウォッチで測ってやるとか。それでうまくいかないならば、簡便なものを密度濃く配置して、初期消火に備えようとか。いろいろ打つ手を考えていかないとダメなことになる。最終的にどの消火方法を選択するか初期消火も含めて、それはまた今後の実際の検討ですけど。</p> <p>厳しい言い方だと、今日のこの内容はほとんど議論検討に値しないというか。もう少し消防とも打合せをして、ちゃんとしたもので議論</p>

	<p>をしたいというがあるので、差し戻しです。</p> <p>皆さん、多分、とっても温厚な方なのでご指摘も控えめですけど。ちょっとそういうレベルにあるのではないかという気がしました。きちんと現場のことも検討されたうえで、何がOKで何が欠けているのかということを、項目としてクリアにしてもらうことが絶対必要だと思います。</p>
小濱座長	<p>計画の段階で、これからの決定事項に向けて大事なことです。こちら辺は非常に具体的に考えてもらいたいですね。概念的に表現するのではなくて、具体的にどうするのかということ、きちんと計画として出してもらいたいです。</p> <p>ほかに、ありますか。</p>
麓構成員	<p>簡単なことですけど。読んでいて気になった点を、指摘したいと思います。</p> <p>130ページの表4-1に、重要文化財建造物の規模および構造に、表二の門、附属土塀と書いてあります。この附属土塀は、重要文化財に指定されているものではないと思います。正確にこの表を作るのであれば、附属土塀はこの表から外したほうがいいのか。</p>
事務局	<p>その点については、8ページの計画の最初の部分に記載しています。表二の門付附属土塀に関しても、重要文化財の表二の門と一体化しているものです。計画内で、重要文化財建造物と同等に扱う方針で計画を作成しているので、この中でも並列で記載しています。</p>
麓構成員	<p>正確さを期すのであれば、同じようなことをここにも書くべきだと思います。この表を見ると、附属土塀も重要文化財に指定されているということになってしまうので。指定と同等の扱いをするというのは、区別して書いたほうがいいのかと思います。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
麓構成員	<p>その次、136ページで質問です。表4-3の各任務分担に搬出班というのがあって、本丸御殿内重要文化財等展示品の搬出と書いてあります。本丸御殿内の展示品で重要文化財はあるのでしょうか。あるとしたら何でしょうか。</p>
事務局	<p>言われるとおりで、本丸御殿内に重要文化財は現状ないです。</p>
麓構成員	<p>将来的にも、本丸御殿内には重要文化財を展示しないほうがいいのかと思います。西之丸に新たに展示施設を造ったので、そこで展示すべきであって、本丸御殿内には、重要文化財に指定されたものは持ち込まないほうがいいのかと思います。ですから、それを搬出するということは、ちょっとおかしいのではないかと思います。</p> <p>その次です。143ページの耐震対策実施状況というので、1番上の西南隅櫓が、平成21年に耐震基礎診断を行って、所定の耐震性能で不足と書いてあります。実際のところは上の文章で、ちゃんと修理を行っ</p>

	<p>て、耐震性能を満たすような改修工事が行われていると書いてあり、実際そうだと思います。であれば、所定の耐震性能で不足ということ、現時点で書くのは紛らわしい、間違いだと思います。これは、すでに耐震補強済など別の表現にしたほうが良いと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
麓構成員	<p>それと、主な耐震補強対策で書いてある、これは簡単なミスです。1番下の行、水平後面を補強というのが、後ろの面となっているのが、これは構造の構です。後面の後が誤字ですね。修正してもらえれば結構です。以上です。</p>
溝口副座長	<p>今の麓先生ご指摘の136ページのところです。重要文化財の展示品の搬出のところ、前の市長のときに、何百万かケースに予算をかけて作りましたよね、それで展示をしていました。ああいう状況があるか、ないか。麓先生はやるべきではないと、それは文化財整備に関わっている人間は、共通した思いであると思いますが、それが無いという前提なのか。多分ああいうふうに、パーマメントではなくて、一時的でも出す状況が起こるんだとしたら、それはやはり搬出班が必要になってきますよね。その辺は、どういうふうを考えておけばいいですか。</p>
事務局	<p>こちらのほうの記述で、本丸御殿内重要文化財等となっていますが、先生の言われるとおり、私も学芸員として、本丸御殿内で重要文化財を展示するというのは、障壁画ですが、避けるべきだと思います。今のところ、そういった計画はありません。</p> <p>ただ、こちらは名古屋城でのということになるので、書きぶりは修正すべきだと思いますが、重要文化財等は今、城宝館に展示している場合もあります。そちらで災害があった場合、どうするのか。本当に搬出するのがいいのか、搬出するほうが危ないのか。そういった判断は、我々学芸員としても必要だと思っています。文化財を、火災や災害があった場所から逃がす役割ということで、我々学芸員が搬出班に入っています。本丸御殿内というのは、よくない表現だと思いますが、搬出班は必要なものと思っています。</p>
溝口副座長	<p>麓先生も言われましたけれど、城郭内というのは、史跡、もしくは特別史跡にだいたいなっている。これは基本的に建造物のほうで何が必要か、ということの思うときに、全体として、名古屋城として必要なこと、史跡でのことと、重要文化財建造物の防災のところ、どの項の部分が建造物のことに関わってくるのか、関わってこないのかということ整理いただきたい。この表に班としてあるから入れています、いや入っていていいんですけど、それが、重要文化財建造物の中で関わってくるのですか、ということがわからない。結局、これは誰が担当なのかわからないので、実施の段になって、これあつたつけ、という話になりかねないです。</p> <p>建造物ではこういう状況のときに、この班が向かうことにするとかですね。例えば、重要文化財の中に、何か美術工芸品を展示していたときに、そういうことが起こるから、そういうときには対応のため、</p>

	<p>きちんと連絡をとって、そういう班を編成するとか、その班が当たるとか、という書きぶりならわかります。先ほどのお話は史跡のなかでの城宝館の話としてはわかる。けれど、これはあくまで重要文化財建造物の話で、そこで、そういう班がどういう状況になったときに関わる必要があるのではないか。ある担当が関わるとか、そういう書きぶりにしてもらわないと。この班があるということが、この建造物の中で重要なのか。重要文化財建造物に関わるところで、どういう状況のときには、どの班が当たりますよね、という書きぶりにしてもらいたいことが大事だと思います。実効的な自衛消防組織の編成のときには必要なので。この班の内に、誰が建造物について、どこの部分に当たりますか、担当しますか、という書きぶりにしてもらわないと。班はあったけど、結局誰も取りに行かなかったという話になりかねないです。誰が当事者になって、どういうふうにするんだ、ということを書き込んでもらうことが大事です。班を編成して終わり、必要だから編成して終わりではなくて、その班が何をやるかということを書き込んでイメージして書き込むとするならば、任務分担のところも、もう少し書き方が違ってきます。その辺を、もう一度考えてもらいたいです。</p>
事務局	<p>言われるとおり、重要文化財建造物という視点が抜けているかと思えます。それを書き込むようにしたいと思います。</p>
森山オブザーバー	<p>139 ページから 141 ページは、非常によくできていると思います。警備員の人都在这里、屋内消火栓、消火器がどこにあって、人がどう逃げると。これに、人に番号を打って、1 階の火災のとき、2 階の火災のとき、3 階の火災のときに、1 番の人がどう動くのかなど、そういうのを書いてもらえませんか。そうしないと、これがあまり活かされないですよ。1 階や 2 階の火災のときは、3 階の警備員の方は、3 階の人たちを避難誘導させて、誰もいなくなったことを確認したら、消火器を持って下に下りていくと書いてあります。パッケージ型消火器にしる、消火器にしる、数分しか持ちません。消火器は 30 秒です。そうやって有機的に、消防隊が来るまでにどうやってがんばるかということを示してほしいです。これが、各階の屋内消火栓が出てくると、また全然違って、かなり楽になるはず。まず、現状をどうするか、ちょっとやってみてください。お手伝いしますので。それだけでも、だいぶ違います。</p>
小濱座長	<p>ほかに、ご意見ありますか。非常にたくさんのご意見がありました。特に、防災計画についてたくさんのご意見をいただいたので、これらのご意見をふまえてもう 1 回検討していただきたいと思えます。麓先生、ご意見よろしいですか。井川調査官、ご意見、ほかに何かありますか。</p>
井川オブザーバー	<p>大丈夫です。引き続きよろしくお願いします。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございました。以上で、ご意見が出尽くしたようですので、これをふまえて再検討をお願いしたいと思います。ご意見をどうもありがとうございました。では、お返しします。</p>

事務局	小濱座長、円滑なご進行をありがとうございました。本日も皆様から活発なご議論をいただき、ありがとうございました。多くのいただいた貴重なご意見、ご助言は、今後の具体性をもった検討に活かしていきたいと思えます。以上をもちまして、本日の建造物部会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。
-----	--